

令和2年5月22日

保育認定保護者 各位

池田市長 富田 裕樹

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する
5月23日以降の保育所等の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、保護者の皆様におかれましては家庭保育にご協力をいただき誠にありがとうございます。昨日、政府による緊急事態宣言の解除に伴い、大阪府においても就業規制の一部解除が発表されました。これを受け、本市における特別保育を下記のとおり取り扱いますのでお知らせいたします。

なお、感染拡大の第2波、第3波の可能性も指摘されており、まだまだ通常通りの保育の提供は困難です。就業規制の解除はされているところではありますが、引き続き、可能な範囲で家庭保育のご協力をお願いいたします。保育所等は性質上「三つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）」になる可能性が高く、感染拡大のリスクが非常に高く、子どもの命を守るため、入所児童や保護者、職員の健康保持、保育所等の運営継続のための取り組みであることをご理解いただき、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 5月23日（土）から31日（日）までの間の対応

5月23日（土）

現状どおり。

5月25日（月）から31日（日）まで

縮小開園を継続します。ただし、5月16日（土）及び23日（土）に大阪府による就業制限が解除された方を除きます。（特別保育申請書のご提出をお願いします。）

2 6月1日（月）以降の対応

縮小開園（特別保育）の解除並びに送迎保育及び休日保育を再開する予定ですが、登園自粛要請（※）は継続いたします。なお、6月15日（月）からの通常開園を目指します。

※登園の自粛のお願いについて

感染拡大防止の観点から、入所要件が就労要件であっても仕事が休みである場合や、求職要件（面接日等家庭での保育が困難な日を除く。）、育児休業要件、妊娠・出産要件（健診日等家庭での保育が困難な日を除く。）による場合は登園を控えていただきますようご協力をお願いいたします。

なお、ご家庭の判断により、保育を希望される場合は、登園いただくことは可能です。ただし、保育士の勤務状況等により、受入を制限させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

3 縮小開園の取扱いについて（再周知及び更新）

縮小開園の取扱いは下表のとおりです。なお、**網掛け箇所**は、本通知によって取扱いを更新した箇所となりますのでご確認ください。

保育対象者	次のいずれかに該当する世帯に限り、保育を行います。 ①保護者が ともに 、大阪府が休止を要請しない施設に従事し、家庭での保育が困難な方（在宅勤務の場合を除きます。） ②ひとり親家庭などで、仕事を休むことが困難な方 ③その他、個別の事情で家庭での保育が著しく困難な方
実施期間	令和2年5月25日（月）から5月31日（日）まで の間です。
開所時間	7時～18時（18時以降も延長保育は実施いたしますが、利用時間の短縮にご協力をお願いいたします。）
利用申込書	別紙「特別保育申込書」を利用する保育所等へご提出ください。 ※一度提出された方は、再度の提出は不要です。
保育料等の日割り対応	保育料は、 上記期間及び池田市が登園の自粛要請を行う間 、登園しなかった日数に応じて日割り計算をいたします。 給食費等各施設における諸費については、保育所等にお問い合わせください。
その他	送迎保育ステーション（カルガモ及びもりもりkids）についても、上記期間中は休園いたします。休園中の利用料は、日割り計算により減免いたします。 ※なお、上記期間以前の利用料は、保育所等の登園を自粛した日数分のみ日割り計算により減免いたします。（上記期間以前の登園した日は送迎バスの利用の有無にかかわらず、利用料が発生します。）

4 備考

上記の対応については、今後の政府及び大阪府の対応如何によって変更となる場合があることを予め申し添えます。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保育所等の取扱いについては、池田市ホームページで随時情報発信しています。最新の状況については下記 URL を御確認頂きますようお願いいたします。

<http://www.city.ikeda.osaka.jp/kosodate/kosodate/hoikushoto/1582881497269.html>



このQRコードを読み取ると、
上記URLのページが開きます。

（お問い合わせ）
池田市子ども・健康部幼児保育課
TEL 072-754-6208

令和2年5月25日～31日に新たに登園する方用

令和2年 月 日

施設長 様

特別保育申込書

家庭保育への協力依頼がありましたが、下記の理由により、引き続き保育の提供をお願いします。

記

施設名			(歳児)
保護者氏名	㊦	児童氏名	
住 所	(〒 —)		
特別保育 要件	続柄	要件 (該当する箇所にチェックをしてください。)	
	父・母 ()	<input type="checkbox"/>	大阪府が休止を要請しない施設の従事者
		<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭などで、仕事を休むことが困難な方
		<input type="checkbox"/>	その他、個別の事情で家庭での保育が著しく困難な方 (具体的な理由)
	父・母 ()	<input type="checkbox"/>	大阪府が休止を要請しない施設の従事者
		<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭などで、仕事を休むことが困難な方
<input type="checkbox"/>		その他、個別の事情で家庭での保育が著しく困難な方 (具体的な理由)	
緊急連絡先	①		②

【登園時の留意事項】

1. 登園前にお子さまや御家族の体温を計測し、37.5度以上の発熱がある、または、呼吸器症状がある場合は、登園や送迎はできません。
2. お子さまや御家族が、発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園や送迎はできません。